

平成27年度岡山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果（詳細版）

（岡山市分及び倉敷市分を除く。）

食品衛生法第24条第1項の規定による「平成27年度岡山県食品衛生監視指導計画」に沿って実施した監視指導の結果について、次のとおりとりまとめた。

食品の生産から流通・販売に至る各過程における安全の確保と県民の食品に対する安心の拡大を図った。

1 監視指導

(1) 監視指導の実施結果

ア 重点監視・一般監視

食品の安全確保に関する影響を考慮し、対象施設について、監視の重要度についてランク分けをし、効果的な監視指導を行った。

施設等における衛生上の危害発生を防止するため、社会的に影響の大きい大型飲食店、大型製造業、大型量販店、給食施設等に対しては、対象施設ごとの監視回数（1回～2回／年）に応じて重点監視を実施し、その他の施設に対しては、監視の重要度に応じて一般監視を実施した。

また、監視の効率化を図るため、保健所毎に食品衛生監視機動班等と協力して集中監視を実施した。

監視指導結果

	一般監視	重点監視			合計
		A	B	計	
対象施設	22,186	283	388	671	22,857
監視目標	8,907	566	388	954	9,861
監視指導結果	10,272	455	386	841	11,113
目標達成率	115%	80%	99%	88%	113%

※重点監視の目標監視回数…A：年間2回以上、B：年間1回以上

※対象施設数は、平成27年4月1日現在

保健所別の監視指導結果

区分 保健所	営業施設数 (平成27年4月1日現在)			監視件数					
	要許可施設	不要許可施設	計	要許可施設		不要許可施設		計	
				総数	内機動班	総数	内機動班	総数	内機動班
備前	3,654	2,167	5,821	1,867	416	907	210	2,774	626
備中	4,130	1,859	5,989	1,961	866	968	394	2,929	1,260
備北	1,534	1,018	2,552	717	205	422	106	1,139	311
真庭	1,506	686	2,192	894	549	358	251	1,252	800
美作	4,225	2,078	6,303	2,033	633	986	221	3,019	854
計	15,049	7,808	22,857	7,472	2,669	3,641	1,182	11,113	3,851

業種別食品衛生監視指導件数(平成27年度)

集計分類 業種	対象施設数			目標監視件数			監視件数			監視率		
	一般監視	重点監視		一般監視	重点監視		一般監視	重点監視		一般監視	重点監視	
		A	B		A	B		A	B		A	B
要許可施設・不要許可施設 合計	22,186	283	388	8,907	566	388	10,272	455	386	115%	80%	99%
要許可施設 小計	14,613	233	203	6,347	466	203	6,883	383	206	108%	82%	101%
1 飲食店営業(一般食堂・レストラン等)	3,183	21	44	2,078	42	44	1,485	30	43	71%	71%	98%
2 飲食店営業(仕出し屋・弁当屋)	607	31	21	482	62	21	309	55	20	64%	89%	95%
3 飲食店営業(旅館)	312	12	21	218	24	21	154	13	21	71%	54%	100%
4 飲食店営業(その他)	2,077	3	16	693	6	16	1,046	8	14	151%	133%	88%
5 菓子製造業	1,162	23	23	549	46	23	554	44	26	101%	96%	113%
6 乳処理業		4	1		8	1	4	7	3		88%	300%
7 特別牛乳さく取処理業												
8 乳製品製造業	8	10	2	8	20	2	13	20	2	163%	100%	100%
9 集乳業	1	1		1	2			3			150%	
10 魚介類販売業	1,256	1		490	2		698			142%		
11 魚介類せり売り営業	13			7			11			169%		
12 魚肉ねり製品製造業		5			10		2	7			70%	
13 食品の冷凍又は冷蔵業	37	13		31	26		29	16		95%	62%	
14 かん詰またはびん詰食品製造業	108	6	5	54	12	5	48	10	5	89%	83%	100%
15 喫茶店営業	2,160			389			658			169%		
16 (再掲)自動販売形態	1,943			324			560			173%		
17 あん類製造業	2	1	1	2	2	1	9	1	1	450%	50%	100%
18 アイスクリーム類製造業	2	10	3	2	20	3	1	13	4	50%	65%	133%
19 乳類販売業	1,784			519			839			162%		
20 食肉処理業	40	6	6	24	12	6	40	9	4	167%	75%	67%
21 食肉販売業	1,171			441			639			145%		
22 食肉製品製造業	6	9	6	6	18	6	6	24	7	100%	133%	117%
23 乳酸菌飲料製造業	1	2		1	4		9	4		900%	100%	
24 食用油脂製造業	3	3		3	6		6	5		200%	83%	
25 マーガリン又はショートニング製造業												
26 みそ製造業	102	2	3	51	4	3	41	4	2	80%	100%	67%
27 醬油製造業	24	1	2	12	2	2	10	2	2	83%	100%	100%
28 ソース類製造業	45	3	3	23	6	3	28	5	3	124%	83%	100%
29 酒類製造業	30	6	9	15	12	9	6	8	8	40%	67%	89%
30 豆腐製造業	78	2	6	39	4	6	36	3	8	92%	75%	133%
31 納豆製造業	1	2	1	1	4	1		3	1	0%	75%	100%
32 めん類製造業	107	9	7	54	18	7	44	9	7	82%	50%	100%
33 そうざい製造業	259	26	10	130	52	10	135	48	12	104%	92%	120%
34 添加物製造業	8	11	10	8	22	10	6	14	10	75%	64%	100%
35 食品の放射線照射業												
36 清涼飲料水製造業	17	10	3	17	20	3	12	18	3	71%	90%	100%
37 氷雪製造業	4			2			1			50%		
38 氷雪販売業	5			2			4			240%		
不要許可施設 小計	7,573	50	185	2,560	100	185	3,389	72	180	132%	72%	97%
39 給食施設(学校)	100			43			63			148%		
40 給食施設(病院・診療所)	45		36	23		36	12		29	53%		81%
41 給食施設(事業所)	13		3	7		3			5			167%
42 給食施設(その他)	267		83	134		83	126		73	94%		88%
43 乳さく取業	271											
44 食品製造業	366	14	11	183	28	11	95	26	12	52%	93%	109%
45 野菜果物販売業	1,021			340			538			158%		
46 そうざい販売業	1,408			469			560			119%		
47 菓子販売業	1,464			488			643			132%		
48 食品販売業	1,657	36	52	552	72	52	647	46	61	117%	64%	117%
49 添加物の製造業	10			5								
50 添加物の販売業	500			167			348			209%		
51 氷雪採取業												
52 器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	451			150			357			237%		

集計分類 業種	対象施設数			目標監視件数			監視件数			監視率		
	一般監視	重点監視		一般監視	重点監視		一般監視	重点監視		一般監視	重点監視	
		A	B		A	B		A	B		A	B
岡山県魚介類行商条例に基づく行商鑑札を受けた者	12	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-

※対象施設数は、平成27年4月1日現在の件数である。

イ 各種一斉取締り

食中毒等の発生防止及び食品衛生の向上等を目的として、次のとおり期間を定め、県下一斉に監視指導を実施し、不適事項等の改善を指導した。

名称	実施期間	対象施設	実施内容	監視指導件数
大量調理施設の一斉取締り	4～6月 (春期)	監視目標施設数 379 学校 56 病院 65 社会福祉施設 258	大量調理施設衛生管理マニュアルによる点検を実施し、不備事項の改善指導	306
	9～10月 (秋期)	監視目標施設数 196 大規模仕出し店等 49 大規模旅館・ホテル 28 大規模飲食店 89 その他の施設 30		143
ナシフグ調理所一斉点検	4～6月	ナシフグ調理所 7	ナシフグの適正な取扱いの確認	ナシフグ調理所 6
夏期食品一斉取締り	7月	弁当・仕出し等飲食店 量販店等 食品製造施設	食中毒の発生しやすい施設を対象に発生防止啓発・生食用食肉対策	要許可施設 522 不要許可施設 237 収去件数 307
食品、添加物等の年末一斉取締り	11～12月	市場 量販店 食品製造施設	流通、販売段階での表示の点検・検査による不良食品の排除・ノロウイルス対策	要許可施設 1,287 不要許可施設 593 収去件数 455
	11月	ふぐ調理施設等・条例の届出施設 374 飲食店 仕出し店 旅館・ホテル その他施設	販売等の制限、営業の届出、登録者の遵守事項等の監視 ノロウイルス食中毒の発生しやすい施設を対象に衛生管理の指導	ふぐ調理等施設 212 55

※監視指導件数は、一般監視・重点監視における監視指導件数を再掲

ウ その他の個別対策

かき処理施設等を対象に、製造（加工）工程等の適正管理の監視指導、収去検査等を実施した。

名 称	時 期	内 容	監視指導件数
かきの衛生確保	10月～3月	かき処理施設に対し、温度管理等衛生対策の監視指導、収去検査の実施（29施設）	78
行商条例に基づく監視指導	年間	鑑札更新時及び届出時の指導の実施（12件）	13

※監視指導件数は、一般監視・重点監視における監視指導件数を再掲

※計画にある「ふぐ条例に基づく監視指導」については、1(1)イ 各種一斉取締りを参照

(2) 特に取り組むべき事項

ア 食中毒対策

(7) 生食用食肉対策

牛の肝臓に加え、平成27年6月から、豚の肉や内臓（レバーなど）を生食用として販売・提供することが禁止されたことについて、飲食店及び食肉販売業者等へ周知し、食中毒の発生防止に努めた。

また、県民、食品等事業者に対して、子供や高齢者、抵抗力の弱い方が生で食べるもののリスクについて、啓発活動を行った。

(イ) 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒は、発生要因として食肉が関係している場合が多いため、食肉処理業者、食肉販売業者及び飲食店等に対して食肉の生食による食中毒のリスクについて啓発し、食品の取扱いや加熱調理時の十分な加熱の指導を実施した。

また、過去の食中毒の原因食品等を踏まえ、食肉（ミンチ肉、牛レバー）、野菜（生食用野菜、カット野菜等）等を対象に検査を実施した。

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター検査結果

検体数	0157検出	カンピロバクター検出
189 (肉類58、野菜等131)	0	2

(ウ) ノロウイルス対策

特に、「食品、添加物等の年末一斉取締り」期間中(11～12月)、飲食店、仕出し店及び旅館・ホテル等を対象に、食品の取扱い、調理従事者の健康管理等について重点的に監視指導を実施した。

(1)(1)イ 各種一斉取締りを参照)

また、県民や食品等事業者に対して、随時、講習会や各種広報媒体により、食中毒の防止に関する情報を提供し、食中毒の発生予防に努めた。

(エ) その他の食中毒対策

ヒラメ及び馬刺しの寄生虫による食中毒並びにヒスタミン及びアニサキス等による食中毒について、食品を取り扱う営業施設に対して、監視指導の際に情報提供を行うとともに、県民に対する啓発活動に努めた。

ふぐ毒に関しては、筋肉と肝臓のテトロドトキシン含有量の調査を実施した。

(オ) 食中毒注意報等の発令

細菌性食中毒とウイルス性食中毒が、それぞれ多発傾向にある夏季と冬季において、1回ずつ食中毒注意報を発令し、県民や食品等事業者に対して注意喚起を行った。

(発令日 夏季：6月15日 冬季：10月26日)

また、平成27年度は毒きのこによる食中毒が相次いだことから、県内で初となる「毒きのこ注意報」を発令し、県民に対して注意喚起を行った。(発令日 9月25日)

イ 野生鳥獣肉対策

野生鳥獣肉の生食については、E型肝炎ウイルスによる食中毒等の発生リスクもあることから、関係事業者に対し、提供時には必要な加熱を十分に行うよう指導を徹底するとともに、県民に喫食する際の注意事項について啓発を行った。

また、野生鳥獣肉の処理等を行う者に対して、衛生的な取扱いや疾病の排除を徹底するよう指導を行うため、国の野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針に基づき、平成28年3月、県の「野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン（イノシシ・ニホンジカ）（第2版）」を策定した。

(3) 食品等の試験検査結果

ア 収去検査^{注1}

食品等の安全を確保するため、食品製造業や量販店等において収去検査を実施し、規格基準等に不適合な食品等を排除するとともに、検査結果を監視指導に活用するよう努めた。

(検査目標件数3,000件に対する達成率：98%)

注1：収去検査とは、食品衛生法に基づき、販売の用に供する食品等は無償で譲り受け、添加物や残留農薬の量、細菌の数等を検査すること。

食品群別の検体数実績

食品等の分類	検体数
魚介類	5
冷凍食品	11
魚介類加工品	202
肉・卵類加工品	246
乳製品・乳類加工品	40
アイスクリーム類・氷菓	51
穀類及びその加工品	387
野菜果物及びその加工品	684
菓子類	306
清涼飲料水	56
乳等	41
生食用かき	56
その他食品（缶詰、半製品等）・ふきとり検査等	857
計	2,942
輸入食品（再掲）	246

検査項目数実績

収去 検体数	検査区分	理化学検査		微生物検査		計	
		項目別 検査数	不適	項目別 検査数	不適	項目別 検査数	不適
2,942	規格基準	44,743	0	734	1	45,477	1
	その他	605	3	11,242	0	11,847	3
	計	45,348	3	11,976	1	57,324	4

規格基準等違反内訳

- ・アイスクリームから大腸菌群を検出……………始末書を徴収し再発防止策指導
- ・漬物から表示に記載のない甘味料を検出……………再発防止策指導
- ・菓子から表示に記載のない着色料を検出……………始末書を徴収し再発防止策指導
- ・乾燥果実から表示に記載のない着色料を検出………所管自治体へ通報

① 収去検査による規格基準等適合状況

検 査 項 目				検査数	不適数	備 考
理 化 学 検 査	合成保存料	ソ ル ビ ン 酸		696	0	漬物 1件 菓子 1件、乾燥果実 1件
		安 息 香 酸		696	0	
		サ リ チ ル 酸		697	0	
		デ ヒ ド ロ 酢 酸		697	0	
		パ ラ オ キ シ 安 息 香 酸		697	0	
		プ ロ ピ オ ン 酸		8	0	
	合成甘味料	サ イ ク ラ ミ ン 酸		233	0	
		ズ ル チ ン		704	0	
		サ ッ カ リ ン ナ ト リ ウ ム		703	1	
	タ ー ル 系 色 素			7,727	2	
	二 酸 化 イ オ ウ			43	0	
	亜 硝 酸			39	0	
	プ ロ ピ レ ン グ リ コ ー ル			28	0	
	酸化防止剤	B H A		107	0	
		B H T		107	0	
検 査	防 ば い 剤	オルトフェニルフェノール		4	0	
		ジ フ ェ ニ ー ル		4	0	
		チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル		4	0	
		イ マ ザ リ ル		4	0	
	比 酸 乳 無 乳 脂 乳 固 形 分	重 度 肪 分 分		0	0	
				0	0	
				69	0	
				63	0	
	残 留 農 薬 ※			28,554	0	
微 生 物 検 査	一 般 細 菌 大 腸 菌 腸 酸 菌 乳 酸 菌 サ ル モ ネ ラ 黄 色 ブ ド ウ 球 腸 炎 ビ ブ リ 菌 そ の 他 の 微 生 物 検 査			160	0	アイスクリーム 1件
				210	1	
				36	0	
				23	0	
				33	0	
				32	0	
				240	0	
	計			45,477	4	

② 収去検査による規格基準以外の適合状況

遺 伝 子 組 換 え 食 品 ※	30	0	
-------------------	----	---	--

※ 残留農薬及び遺伝子組換え食品の検査は、環境保健センターで実施。

イ 試買検査

食品中の有害物質（重金属・農薬・T B T O・P C B）の汚染実態を調査するため、魚介類等を対象にモニタリング検査を実施したところ、環境汚染が疑われるような結果は見られなかった。

また、腸管出血性大腸菌、アレルギー物質、輸入畜水産物等における残留動物用医薬品、カビ毒及び食品中の放射性物質等の検査を実施した。

各種調査のための検査検体数

検査区分	検査項目	検査目標 検体数	検査実施 検体数
有害物質モニタリング調査	重金属、農薬、PCB [*] 、TBT [*]	62	62
腸管出血性大腸菌等汚染実態調査 注2	腸管出血性大腸菌等	195	189
アレルギー物質の検査	アレルギー物質 [*] (落花生・小麦)	20	21
輸入畜水産物等の残留動物用医薬品検査	動物用医薬品 [*]	25	25
カビ毒の汚染実態調査	アフラトキシン	30	30
食品中の放射性物質検査	放射性セシウム [*]	30	30
おもちゃ	鉛等 [*]	25	26

注2：腸管出血性大腸菌等汚染実態調査については、買上検査のほかに収去検査でも実施、結果については、1(2)ア(i)腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策を参照

※ 検査は環境保健センターで実施。

(7) アレルギー物質の検査

「落花生」または「小麦」を含むことが表示されていない食品を対象に、「落花生」または「小麦」由来のアレルギー物質の混入の有無について検査を実施した。

検査を行った21検体のうち、1検体(めん)で小麦が検出されたため、販売時の適切な表示方法について指導した。

アレルギー物質の検査状況

検査品名	検体数	検査項目	検査項目数	検査結果	
				適合	不適合
				不検出	検出 (10 μ g/g以上)
菓子類 (クッキー、せんべい等)	12	落花生	12	12	0
		小麦	8	8	0
大豆製品 (豆腐、みそ等)	4	落花生	4	4	0
		小麦	4	4	0
発酵乳 (ヨーグルト)	2	落花生	2	2	0
		小麦	2	2	0
その他 (めん、そうざい等)	3	落花生	3	3	0
		小麦	2	1	1
計	21		37	36	1

※ 検査は環境保健センターで実施。

(i) 輸入畜水産物等の残留動物用医薬品の検査

輸入された食肉・水産物等について残留動物用医薬品の検査を実施した結果、食品衛生法の基準に不適合のものはなかった。検査は、環境保健センターで実施した。

(ウ) カビ毒の汚染実態調査

ナッツ類、穀類等の輸入食品について、アフラトキシンの検査を実施した結果、食品衛生法の基準に不適合のものはなかった。検査は、備前保健所検査課で実施した。

(エ) 食品中の放射性物質検査

県内で流通・消費される食品中の放射性セシウム検査では、いずれも検出限界以下であり検出されなかった。検査は、環境保健センターで実施した。

ウ 食品苦情及び食中毒発生時の原因究明のための検査実施結果

保健所の食の安全相談窓口等に寄せられた健康被害、異味・異臭等食品に関する苦情、食中毒等の原因究明のための検査を実施した。

食中毒等の検査

	検査品目	検体数	検査項目数		
			理化学検査	細菌検査	ウイルス検査
苦情	食品・水	98	0	278	0
	ふき取り		0	272	0
	便		0	150	5
	その他		5	1	0
食中毒	食品・水	12	14	100	0
	ふき取り		0	180	0
	便		0	423	4
	その他		0	0	0
計		110	19	1,404	9

※ 検査は備前保健所検査課及び環境保健センターで実施。

(4) 違反発見時の対応

ア 県内での発見

食中毒発生時、違反食品発見時には、「食品衛生法に基づく行政処分要領」に基づき行政措置を適正かつ公正に行い、食品による事故の拡大・再発防止に努めた。また、違反食品製造業者が他の都道府県等であった場合は、通報し、指導を依頼した。

違反条項及び処分件数

違反条項											処 分 件 数						発生件数	
6条	9条	10条	11条2項	11条3項	18条2項	※5条	20条	25条1項	26条4項	50条3項	52条1項	営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄命令		その他
7	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	12	0

※食品表示法

イ 県外からの通報

県内で製造された食品について県外で違反が発見された場合には、当該都道府県等からの通報に基づき、県内での発見と同様に措置した。

なお、県内で販売されていた未開封のミネラルウォーターに浮遊物が見られ、検査の結果、真菌(カビ)であることが確認されたため、当該品について回収を命じた。あわせて、当該事業者が法に基づく営業許可を取得せずに製造していたことを確認したため、告発を行った。また、公表を行い、当該品を摂取することがないように広く周知に努めた。

違反条項及び処分件数

違 反 条 項											処 分 件 数						告 発 件 数	
6 条	9 条	10 条	11 条 2項	11 条 3項	18 条 2項	※5 条	20 条	25 条 1項	26 条 4項	50 条 3項	52 条 1項	営業 許可 取消	営業 禁止	営業 停止	改善 命令	物品 廃棄 命令		そ の 他
2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10	1

※食品表示法

(5) 食中毒等健康危害発生時等の対応

平成27年度の食中毒発生件数は14件（患者数91名）であった。

食中毒発生時は、「岡山県食中毒対策要領」及び「食中毒処理マニュアル」に基づいて迅速かつ的確な処理に努め、被害の拡大・再発防止を図った。

また、県外の飲食施設を利用した県民に体調の異常があった際は、当該施設を所管する都道府県等から調査依頼があり、6件中5件が食中毒事件として処理された。

月別の食中毒発生件数及び食中毒患者数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
発生件数(件)	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	5
患者数(名)	0	0	0	0	0	19	1	11	0	0	0	0	31

施設別発生状況

施設	件数等 発生 件数 (件)	患者 数 (名)	死者 数 (名)
家庭料理	3	10	0
集団給食	0	0	0
営 業 者	1	11	0
そ の 他	1	10	0
不 明	0	0	0
計	5	31	0

原因食品別発生状況

食品区分	件数等 発生 件数 (件)	患者 数 (名)	死者 数 (名)
魚 介 類	0	0	0
魚 介 類 加 工 品	1	1	0
肉類及びその加工品	0	0	0
卵類及びその加工品	0	0	0
乳類及びその加工品	0	0	0
穀類及びその加工品	0	0	0
野菜類及びその加工品	3	19	0
菓 子 類	0	0	0
複 合 調 理 食 品	1	11	0
そ の 他	0	0	0
不 明	0	0	0
計	5	31	0

病因物質別発生状況

病因物質	発生件数 (件)	患者数 (名)	死者数 (名)
植物性自然毒	3	19	0
動物性自然毒	1	1	0
不明	1	11	0
病因物質判明状況	判明率		
4/5	80.0%		

2 と畜場及び食鳥処理場に関する対策

(1) 監視指導

と畜場に搬入される獣畜及び食鳥処理場に搬入される鶏のと殺、処理解体時における食肉の衛生確保を図るため、処理施設及び処理工程の衛生管理について監視指導を実施した。

また、食鳥検査員を対象に、食鳥処理場におけるHACCPの導入について講演会を実施した。

食肉衛生検査所監視指導実施結果

※と畜場延開場日数：241日

	対象施設	監視目標	監視指導結果	目標達成率
と畜場	1	—	開場日に随時実施	—
検査対象食鳥処理施設	5	10	12	120%
認定小規模食鳥処理施設	11	11	15	136%

(2) と畜検査

と畜場で処理された牛や豚等が、食用に適するか否かをと畜検査員が1頭ずつ詳細に検査し、食肉の安全・安心の確保に努めた。

ア と畜場法等に基づく獣畜の検査

と畜場別検査頭数

区分 と畜場名	牛	とく ^{注3}		馬	豚	めん羊・山羊		計
		大	小			大	小	
津山市食肉処理センター	3,248	3	43	0	377	7	0	3,678
27年度廃棄処分頭数								
全部廃棄処分	125	0	0	0	0	0	0	125
一部廃棄処分	2,143	8	0	0	346	6	0	2,503

注3：とくとは、1歳未満の牛である。小とくは、60kg以内の子牛。

獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したもの原因

区 分		処 分 頭 数	疾 病 別 頭 数															計											
			細菌病				寄生虫病		そ の 他 の 疾 病																				
			破	結	放	豚	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	炎	変	そ												
			傷	核	線	丹	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	症	成	の												
		風		病		病		毒		他		症		症		症		疸		腫		瘍		産		縮		他	
牛	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	125	0	0	0	0	0	0	0	18	9	2	2	68	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125
	一部廃棄	2,143	0	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	314	3	1,186	822	1,556	3,888										
と	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部廃棄	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	7	5	16									16	
馬	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豚	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部廃棄	346	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	323	7	208	539										
めん羊	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山 羊	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

食肉等の残留抗生物質モニタリング検査件数

畜種	部位	検査件数	陽性件数
牛	筋肉	401	0
	腎臓	401	0
豚	筋肉	47	0
	腎臓	47	0
鶏	筋肉	32	0
	腎臓	32	0

牛や豚などの病気の治療のために抗生物質を使用し、その後法令で定められた休薬期間（薬物が体内から排泄される期間）を守らずに出荷した場合などは、食肉等に抗生物質が残留する場合があるため、注射痕が認められたり投薬歴が不確かなものについてモニタリング検査を実施した。

イ BSEスクリーニング検査

平成13年から継続してきた全頭検査の体制を改め、平成25年7月1日以降は、月齢が48月超の牛を対象に検査を実施した。

BSE検査結果

検査頭数	陰性	要確認検査
1,706	1,706	0

(3) 食鳥検査結果

食鳥処理場で処理される鶏は、食鳥検査法に基づき、食鳥検査員が生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査などの検査を行っている。この検査業務を（公財）岡山県健康づくり財団に委任し、食鳥肉の安全確保を図った。

食鳥検査羽数

検査羽数	と鳥禁止	全部廃棄	一部廃棄
15,722,266	41,483	142,688	338,786

※ 食鳥処理5施設の合計（認定小規模11施設分は除く。）

3 食品等事業者に対する自主的衛生管理の推進

(1) 自主管理体制構築の推進

食品衛生法に規定された食品等事業者の責務である自主管理を向上させるため、重点監視対象施設を中心に、原材料の適正管理、記録の作成・保存、表示、健康危害の可能性のある食品等の自主回収等について管理運営要領、記録等の提示を求め、適切な管理が行われるよう指導を実施した。

また、岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例（以下、「食の安全・食育条例」という。）第18条に基づき、健康危害発生の可能性のある食品等について、自主回収の報告があった場合は、回収措置が適切に行われるよう指導した。

重点監視対象施設監視件数（給食施設を除く）

重点監視対象施設数	監視施設数
549	734

自主回収報告件数

食品分類	報告件数	備考
麺類	2	期限表示間違い 2件
瓶詰め食品	1	期限表示間違い 1件
魚介類（生かき）	1	規格違反品の同一ロット 1件
清涼飲料水	1	期限表示間違い 1件
計	5	

(2) 製造者等に対するHACCPシステム^{注4}の普及

自主管理のレベル向上を図るため、監視指導時に施設に応じてHACCPシステムの普及を行った。

あわせて、食品衛生法施行条例において規定する管理運営基準に、HACCP導入型基準を追加した改正について広く周知するため、食品関連事業者等を対象に、県下3会場で講習会を開催した。

HACCPシステム普及講習会の実施概要

	岡山会場	津山会場	倉敷会場
日 時	H27.7.22(水) 14～16時	H27.7.28(火) 14～16時	H27.8.4(火) 14～16時
場 所	ビュアリティまきび	津山市中央公民館	くらしき健康福祉 プラザ [※]
参加者(名)	125	60	111

注4：HACCPシステムとは、原料の生産から製品に至るまでの各工程において起こりうる危害を分析し、特に重要な工程の管理状況を連続的又は相当の頻度で確認することにより、その製造施設から出荷されるすべての製品の安全を確保する方法。

(3) 食品等事業者の自主的な資質の向上

食品衛生指導員による食品関係施設の巡回指導・自主検査の励行等の実施について適切な指導を行うとともに、業界の自主管理体制を充実するため、業界組織の指導・育成に努めた。

食品衛生指導員の活動状況

指導員数	巡回指導件数	自主検査受付件数
512	28,865	食品 383 飲料水 1,120

4 県民からの情報提供及び県民への情報提供

(1) 食品等に関する苦情・相談への対応

食の安全に関する相談窓口として保健所等に設置している「食の安全相談窓口」へ、食品の品質や表示に関する相談等が寄せられ、これらの相談や苦情等に適切に対応した。

食の安全相談窓口へ寄せられた相談等のうち、食品等に関する苦情に対しては、原因究明等調査を実施し、関係施設等の指導を実施した。そのうち、食の安全・食育条例第19条で規定されている、健康に危害を及ぼすおそれがあるとして県民から申し出があり、調査を行った件数は23件あった。

食の安全相談窓口対応件数

相談窓口※	対応件数(件)
保健所	1,721
県庁くらし安全安心課	76
県庁生活衛生課	29
計	1,826

※相談窓口(7機関)：5保健所(衛生課)、くらし安全安心課、生活衛生課(食の安全推進班)

苦情対応件数

	対応数	出張回数
保健所	116	104
機動班	32	69
合計	148	173

食の安全・食育条例第19条の件数(再掲)

	対応数
有症苦情	7
異物混入	8
その他	8
合計	23

(2) 食品衛生監視指導結果の公表

平成26年度の監視指導結果について、6月26日、ホームページ等で公表した。

(3) 県民への情報提供及び普及啓発

ア ホームページ「食の安全・安心おかやま」による情報提供

ホームページ「食の安全・安心おかやま」を通じ各種情報の提供を行った。

イ 食品衛生月間事業（8月）

食品衛生協会と連携し、各種広報活動や食品衛生思想の普及啓発活動を行った。

- ・街頭での啓発活動の実施
- ・広報車による啓発活動の実施
- ・食品衛生指導員との同道監視の実施
- ・衛生講習会の実施
- ・電光掲示板・懸垂幕の掲示

ウ 衛生講習会の開催

消費者、営業者、調理従事者等に対し、食品衛生に関する正しい知識や情報の普及に努めた。

また、消費者等を対象に簡易検査等の体験的要素を盛り込んだ講習会を実施した。

食品衛生講習会実施状況

対 象 者	実施回数（回）	参加者数（名）
営業者・従事者	57	2,456
集団給食従事者	27	1,517
一般消費者等	25	860
計	109	4,833
営業者・従事者	18	628
一般消費者等	20	739
体験型衛生講習会(再掲)	38	1,367

5 リスクコミュニケーションの充実、協働の推進

消費者、食品等事業者、行政相互間の食の安全に関する情報及び意見交換を推進するため、以下の事業等を行った。

(1) 食の安全・食育推進協議会の開催

消費者、生産者、加工・流通業者等24名の委員で構成する「食の安全・食育推進協議会」を開催し、いただいた提言を県の施策へ反映した。

- ・1回開催（7月）

(2) リスクコミュニケーションの促進

ア 情報と意見交換の機会の提供

県民のニーズの高いテーマについて、国等から講師を招いて意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションの推進に努めた。

- | | | |
|-----------------|------|-----|
| ・食品安全に関する意見交換会 | 参加者数 | 61名 |
| ・食中毒に関する意見交換会 | 参加者数 | 91名 |
| ・食品添加物に関する意見交換会 | 参加者数 | 37名 |

また、民間企業(団体)と協働し、官民一体での食の安全に係るリスクコミュニケーションを推進するため、食の安全・安心に関する普及啓発活動を自主的に活動する企業(団体)(食の安全サポーター)向けに食の安全に係る情報を配信した。

- ・食の安全サポーター登録数(平成27年度末):76団体
- ・情報配信回数:7回

イ リスクコミュニケーターの育成

消費者、事業者など、それぞれの立場や主張を理解しつつ、相互の意見疎通を円滑にしたり、科学的知見に関する情報を分かりやすく説明する「岡山県食の安全・安心に関するリスクコミュニケーター」が、地域において、リスクコミュニケーション活動の中核となれるよう、食品の安全性に関する最新情報を提供した。

	開催回数(回)	リスクコミュニケーター延べ参加者数(名)
講習会 (テーマ:健康食品、HACCP等)	7	45

また、リスクコミュニケーター自らが企画・実施する過程において、必要な支援を行うことによって、リスクコミュニケーションが促進されることを期待して事業を行った。

活動への支援状況

活動形態	支援回数(回)	参加者数(名)
視察型	2	92

※一部、リスクコミュニケーター、食品衛生推進員等も参加

ウ 食品関連事業者によるリスクコミュニケーション活動の促進

消費者との相互理解を深めるため、自らリスクコミュニケーション活動に取り組む意欲がある食品関連事業者に対し、自主的な活動がしやすくなるよう支援を行った。

活動への支援状況

活動形態	支援回数(回)	参加者数(名)
視察型	5	187

※一部、リスクコミュニケーター、食品衛生推進員等も参加

6 その他の事項

(1) 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

県主催研修会の開催、調査研究の推進、学会・研修会・講習会への派遣等により、食品衛生監視員、と畜検査員及び検査担当職員の資質の向上を図った。

- ・県内食品衛生監視員研修会 7月、2月
- ・新任者研修会 6月
- ・国立保健医療科学院研修 2課程(食品監視指導、危機管理)
- ・HACCP指導者養成研修 3月

(2) 試験検査施設の精度管理

食品衛生検査施設において、信頼性確保部門による内部点検の実施、内部精度管理調査の受検等により検査の精度向上に努めた。

また、食品に残留する農薬等の検査に関しては、検査法の妥当性評価についても実施した。